

一つの紛争、沢山の FRAND : サムスン対 ZTE の紛争から見た 国際標準必須特許ライセンスの断片化

筆者：ルイジェイ（トニー）・ワン (Ruizheng (Tony) Wang) &
ケビン・キュルブス (Kevin Kuelbs)

標準必須特許を巡る紛争はもはや、ただの国内特許紛争に留まるものではなくなりました。スマートフォンなどの製品は必ず、国際電気通信規格に準拠しなければならず、ライセンスを巡って勃発する争いはしばしば、世界的規模まで広がります。

サムスン対 ZTE の紛争は、まさにその一例です。当該紛争は、当事者の先のクロスライセンスが 2023 年末に満期になった後に、2024 年 1 月 1 日から始まる争点となるロイヤルティとおそらく関わる特定の早期使用によって起こりました。

当該紛争は、5G を含むモバイル通信規格に関わる ZTE とサムスンとの間の世界規模の標準必須特許 (SEP) のクロスライセンスに関するものです。当事者は両方とも SEP を所有していますが、ZTE は、最終的なライセンサとして見なされ、サムスンは、最終的なライセンシーとして見なされます。これは、サムスンは ZTE へ精算金の支払義務があることを意味します。したがって、実際の争いは、単なる侵害のみならず、サムスンが ZTE の SEP ポートフォリオの世界規模のライセンスに対し支払うべき FRAND (Fair, Reasonable, and Non-Discriminatory、公平、合理的、かつ無差別) 条件に基づく支払の金額及び構造でもあります。

その問題に対する答えは、違う裁判所によって異なっています。イギリス (UK) は、かなり低い料率を設定しました。他方、中国、ドイツ及び統一特許裁判所 (UPC) は、ZTE の企業価値評価により近づきました。このように、この紛

争によって、「世界規模 FRAND」は大いに担当裁判所に大いに左右され得るとい
う、SEP 法における深刻さを増す問題が実証されているとも言えます。

UK¹

UK は、最も直接的な料率設定というアプローチを取りました。当該紛争に対し、英国高等法院は、3 億 9,200 万ドルの一括精算金は、FRAND 条件で締結された 5 年間に及ぶクロスライセンスによるものであったと判定しました。その金額は、ZTE のポジションよりもサムスンのポジションに近いものでした。コメンテーターらは、当該 UK による判定はその後の中国、ドイツ及び UPC での発展と比較して外れ値であると述べました。

英国高等法院は、ZTE が Apple とサムスンとが締結した先のライセンスに基づいて分析を行ったので、UK では、ZTE が所有するポートフォリオに対する比較的
に低い過去料率を反映してより低い額に至りました。それに対し、サムスンは、それらの契約は最も適切な比較対象であると主張しました。

裁判所は、単にそれらの先の料率をそのまま使ったわけではなく、ZTE がそれらのライセンスを比較的弱い取引条件で締結して増額調整をしたことを認識したからであると示しました。

しかし、裁判所は依然としてそれらのライセンスを最も関連する始点として扱い、ZTE のより広いトップダウン・バリュエーションを拒絶しましたので、最終的な数字は、ZTE のポジションよりもサムスンのポジションに遥かに近いままと
なりました。

¹ <https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2026/05/Samsung-v-ZTE-FRAND-judgment-REDACTED-Final-for-hand-down-005.pdf>

中国²

中国は、違う視点を持ったようです。報道によれば、中国重慶（チョンチン）中級人民法院は、ZTE の 7 億 3,100 万ドルの 6 年間のオファーを FRAND として受理しました。それは、UK 裁判所が判定したものよりも実質的に高い金額です。

ZTE のトップダウンバリュエーションを拒絶して ZTE の先の Apple／サムスンとのライセンスに主に依拠した UK 裁判所とは異なり、報道によれば、重慶裁判所は、異なる複数のアプローチを取りました。重慶裁判所は、当事者の 2021 年の ZTE の 2G～4G のポートフォリオに対するライセンスに依拠しましたが、ZTE のトップダウンアプローチとサムスンの Nokia との 5G のライセンスを主に使って 5G の部分を算出しました。中国のアプローチは、少なくともこれらの事実において SEP 所有者により有利なようです。

ドイツ³

ドイツのアプローチはまたもや違うものでした。ミュンヘン裁判所は、ドイツの従来の立場から FRAND を侵害／差し止め命令に対する分析の一部として判断しました。裁判所は、ZTE のオファーは FRAND の範囲内に含まれると判定し、サムスンの FRAND 抗弁を拒絶し、ZTE に対し、ドイツにおける差止命令を認めました。裁判所は、仮定のグローバル料率分析も提供し、金額の面では UK よりも中国及び UPC に遥かに近いものになりました。従って、ドイツは、バリュエーションについてだけでなく、更なる交渉に関する有力な影響力の提供についても貢献しています。

² <https://eu.36kr.com/en/p/3804402485599744>, <https://eu.36kr.com/en/p/3804402485599744>

³ <https://www.clearygottlieb.com/news-and-insights/publication-listing/continued-frand-divergence>

UPC⁴

UPC のマンハイム地方部では、もう一つの要素が加わりました。最終的な FRAND 判断は発行されておらず、却って、地方部は、求められていない示談案を示しました。当該示談案では、サムスンが ZTE に、2028 年に満了するライセンスに関する 6 億 4,000 万ドル、又は 2029 年に満了するライセンスに関する 7 億 3,000 万ドルを支払うことが提案されています。UPC はまた、当事者が同意できない場合に PMAC（特許調停仲裁センター）における調停を示唆しました。これは、手続的には判定ほど厳しくありませんが、実質的には重要です。UPC は、多国にわたる影響力を持ち、その提案から、少なくとも 1 つの UPC パネルが考えている当該合理的な示談の落ち着いた場所が示されています。

米国⁵

米国にとって、重要な発展は、FRAND 料率に関する判断ではなく、サムスンが米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提起した ZTE に対する米国独占禁止法違反訴訟の却下でした。2026 年 1 月、裁判所は、適切な FRAND 料率そのものではなく ZTE に対する対人管轄権の欠如に基づき、ZTE により提起された、サムスンの請求を却下することを求める動議を認めました。当該判定は、米国裁判所は非米国当事者に対する FRAND 関連の独占禁止法違反申立を判定する前に具体的な管轄権の根拠を求めることを反映しています。

結論としては、当該紛争は現在、複数の法廷で重圧のかかる局面に置かれています。サムスンは、UK による有利な金額を与えられている一方で、ZTE は、中国、ドイツ及び UPC による示談案、並びに米国においてより強い立場にありま

⁴ https://upc.law/decisions/mannheim-local-division/ld-mannheim-january-13-2026-order-upc_cfi_850-2026/

⁵ *Samsung Elec. Co. v. ZTE Corp.*, No. 25-cv-02000-AMO (N.D. Cal. Jan. 30, 2026).

す。このように、この紛争は、世界規模の FRAND は断片化されつつあることを示しています。つまり、異なる裁判所では、同じ世界的なライセンスが検討されているにもかかわらず、異なる方法論に基づいて実質的に異なる答えが出されています。当事者が1つの法廷により又は仲裁により拘束されることに事前に同意しない限り、今回の紛争のような SEP 紛争はおそらく、法廷の選択により大いに左右され続けるでしょう。